熊本県公報

第１２６５０号

平成29年 8 月25日（金）

（毎週　火・金発行）

目　次

告　示

○有害興行の指定……（くらしの安全推進課）2
○指定介護療養型医療施設に係る指定の辞退……（高齢者支援課）2
○登録特定行為事業者の登録……（障がい者支援課）2
○登録特定行為事業者の登録辞退……（高齢者支援課）2
○登録特定行為事業者の登録……（　〃　）2
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……（砂防課）3
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……（　〃　）4
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……（　〃　）6
○土砂災害警戒区域の指定……（　〃　）7
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……（　〃　）7
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……（　〃　）9
○土砂災害警戒区域の指定……（　〃　）10
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……（　〃　）10
○土砂災害警戒区域の指定……（　〃　）11
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……（　〃　）12
○土砂災害警戒区域の指定……（　〃　）13
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……（　〃　）13
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……（　〃　）15
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……（　〃　）16
○道路の供用開始……（道路保全課）17
○道路の供用開始……（　〃　）17
○生活保護法に基づく指定施術機関の事業の廃止……（社会福祉課）18
○生活保護法に基づく指定施術機関の指定……（　〃　）18
○平成２９年９月熊本県議会定例会の招集……（財政課）19
○保安林の指定に関する予定……（森林保全課）19
○道路の供用開始……（道路保全課）19
○道路の供用開始……（　〃　）19
○公営企業型地方独立行政法人の設立、定款の変更、解散及び合併の認可の基準並びに標準処理期間の制定……（市町村課）20

公　告

○道路の位置の指定……（建築課）21
○肥料登録有効期間更新……（農業技術課）21
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了……（建築課）22
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了……（　〃　）22
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了……（　〃　）22
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了……（　〃　）22
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了……（　〃　）23
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了……（　〃　）23
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了……（　〃　）23
○県営土地改良事業計画の決定……（農村計画課）23
○農用地利用配分計画の認可……（農地・担い手支援課）23
○農用地利用配分計画の認可……（　〃　）24
○農用地利用配分計画の認可……（　〃　）24

登載依頼

○つきいそ（沈船漁礁）周辺海域における集魚灯利用釣り漁業の禁止……（天草不知火海区漁業調整委員会）25
○公示による通知……（熊本県収用委員会）25
○熊本県立図書館システム機器賃貸借等業務に関する一般競争入札に参加する者に必要な資格等……（県立図書館）25
○熊本県立図書館システム機器賃貸借等業務に関する一般競争入札の実施……（　〃　）26

正　誤

○平成２９年７月４日熊本県告示第６５４号（介護老人保健施設の開設許可）中……（高齢者支援課）29

告　　示

熊本県告示第７５７号

熊本県少年保護育成条例（昭和４６年熊本県条例第３０号）第７条第１項の規定により少年に有害な興行として平成２９年８月１５日次のように指定したので、同条第２項の規定により公示する。

平成２９年８月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

種　　別	題　　名	指定理由
有害指定映画	痴漢電車　マン淫夢ごこち（オーピー） 初恋のつぼみ　ここから先はダメよ♡（オーピー） 人妻Ｇスポット　たまらない快感（新東宝映画） 恋人百景　フラれてフって、また濡れて（オーピー）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第７５８号

次のとおり健康保険法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第８３号）附則第１３０条の２第１項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第２６条の規定による改正前の介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１１３条の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第１１５条の規定により公示する。

平成２９年８月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

施設の名称及び所在地	開設者の名称	辞退年月日	サービスの種類
渕上病院 水俣市塩浜町２番１９号	医療法人すえひろ会	平成２９年７月１日	介護療養型医療施設

熊本県告示第７５９号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）附則第２０条第１項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第２項において準用する同法第４８条の８の規定により公示する。

平成２９年８月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日
社会福祉法人やまなみ会 阿蘇市黒川４３１	児童発達支援多機能型事業所のびのびハウス 阿蘇市黒川４０６	４３２２０００４５	平成２９年８月１４日

熊本県告示第７６０号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）附則第２０条第２項の規定において準用する同法第４８条の６第２項の規定により登録特定行為事業者から登録の辞退の届出があったので、同法附則第２０条第２項において準用する同法第４８条の８の規定により次のとおり公示する。

平成２９年８月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	辞退年月日	サービスの種類
医療法人室原会 熊本市中央区国府１丁目１１番９号	医療法人室原会菊南病院 熊本市北区鶴羽田３丁目１番５３号	４３１１００１５６	平成２７年９月３０日	訪問介護

熊本県告示第７６１号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）附則第２０条第１項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第２項において準用する同法第４８条

の８の規定により次のとおり公示する。

平成２９年８月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
有限会社あい 八代市島田町８６３－３	グループホーム大道 山鹿市方保田８２８－２	４３１１００３１５	平成２９年８月１６日	認知症対応型共同生活介護
有限会社あい 八代市島田町８６３－３	グループホームあい 八代市島田町８６３－３	４３１１００３１６	平成２９年８月１６日	認知症対応型共同生活介護
有限会社あい 八代市島田町８６３－３	ヘルパーステーションあい 八代市鏡町貝洲６７５	４３１１００３１７	平成２９年８月１６日	訪問介護
有限会社あい 八代市島田町８６３－３	宅老所あい 八代市島田町８６３－３	４３１１００３１８	平成２９年８月１６日	有料老人ホーム

熊本県告示第７６２号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第１項及び第９条第１項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成２９年８月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
二本木－７	天草市新和町小宮地	別図１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１のとおり
立１－４	天草市新和町小宮地	別図２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２のとおり
立１－５	天草市新和町小宮地	別図３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３のとおり
立１－６	天草市新和町小宮地	別図４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図４のとおり
立－９	天草市新和町小宮地	別図５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図５のとおり
立－１０	天草市新和町小宮地	別図６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図６のとおり
立３－２	天草市新和町大多尾	別図７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図７のとおり
二垣－４	天草市新和町小宮地	別図８のとおり	急傾斜地の崩壊	別図８のとおり
二垣－５	天草市新和町小宮地	別図９のとおり	急傾斜地の崩壊	別図９のとおり
二垣－６	天草市新和町小宮地	別図１０のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１０のとおり
二垣－７	天草市新和町小宮地	別図１１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１１のとおり
西高根東－３	天草市河浦町宮野河内	別図１２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１２のとおり
西高根東－４	天草市河浦町宮野河内	別図１３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１３のとおり

本郷南１－９	天草市河浦町宮野河内	別図１４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１４のとおり
本郷南１－１０	天草市河浦町宮野河内	別図１５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１５のとおり
本郷南１－１１	天草市河浦町宮野河内	別図１６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１６のとおり
本郷南１－１２	天草市河浦町宮野河内	別図１７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１７のとおり
本郷南１－１３	天草市河浦町宮野河内	別図１８のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１８のとおり
本郷南１－１４	天草市河浦町宮野河内	別図１９のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１９のとおり
本郷南１－１５	天草市河浦町宮野河内	別図２０のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２０のとおり
本郷南１－１６	天草市河浦町宮野河内	別図２１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２１のとおり
本郷南１－１７	天草市河浦町宮野河内	別図２２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２２のとおり
本郷南１－１８	天草市河浦町宮野河内	別図２３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２３のとおり
本郷南１－１９	天草市河浦町宮野河内	別図２４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２４のとおり
本郷南１－２０	天草市河浦町宮野河内	別図２５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２５のとおり
本郷南１－２１	天草市河浦町宮野河内	別図２６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２６のとおり
本郷南１－２２	天草市河浦町宮野河内	別図２７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２７のとおり
本郷南１－２３	天草市河浦町宮野河内	別図２８のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２８のとおり
本郷南１－２４	天草市河浦町宮野河内	別図２９のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２９のとおり
本郷南１－２５	天草市河浦町宮野河内	別図３０のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３０のとおり

（別図１から別図３０までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第７６３号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第１項及び第９条第１項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成２９年８月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
美縄－２	天草市河浦町立原	別図１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１のとおり
美縄－３	天草市河浦町立原	別図２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２のとおり
美縄－４	天草市河浦町立原	別図３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３のとおり
美縄－５	天草市河浦町立原	別図４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図４のとおり

美縄－６	天草市河浦町立原	別図５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図５のとおり
若宮神社東（若宮神社東１－２）	天草市河浦町立原	別図６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図６のとおり
若宮神社東（若宮神社東１－３）	天草市河浦町立原	別図７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図７のとおり
若宮神社東（若宮神社東１－４）	天草市河浦町立原	別図８のとおり	急傾斜地の崩壊	別図８のとおり
若宮神社東（若宮神社東１－５）	天草市河浦町立原	別図９のとおり	急傾斜地の崩壊	別図９のとおり
若宮神社東（若宮神社東１－６）	天草市河浦町立原	別図１０のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１０のとおり
若宮神社東（若宮神社東１－７）	天草市河浦町立原	別図１１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１１のとおり
若宮神社東（若宮神社東１－８）	天草市河浦町立原	別図１２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１２のとおり
若宮神社東（若宮神社東１－９）	天草市河浦町立原	別図１３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１３のとおり
若宮神社東（若宮神社東１－１０）	天草市河浦町立原	別図１４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１４のとおり
若宮神社東（若宮神社東１－１１）	天草市河浦町立原	別図１５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１５のとおり
若宮神社東（若宮神社東２－２）	天草市河浦町立原	別図１６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１６のとおり
若宮神社東（若宮神社東２－３）	天草市河浦町立原	別図１７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１７のとおり
村迫奥１－３	天草市河浦町立原	別図１８のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１８のとおり
川端橋南－２	天草市河浦町立原	別図１９のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１９のとおり
川端橋南－３	天草市河浦町立原	別図２０のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２０のとおり
川端橋南－４	天草市河浦町立原	別図２１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２１のとおり
川端橋南－５	天草市河浦町立原	別図２２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２２のとおり
川端橋南－６	天草市河浦町立原	別図２３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２３のとおり
新合小学校東－２	天草市河浦町新合	別図２４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２４のとおり
新合小学校東－３	天草市河浦町新合	別図２５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２５のとおり
山川１－２	天草市河浦町新合	別図２６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２６のとおり
山川２－２	天草市河浦町新合	別図２７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２７のとおり
山川２－３	天草市河浦町新合	別図２８のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２８のとおり
山川２－４	天草市河浦町立原	別図２９のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２９のとおり
十の原東－２	天草市河浦町新合	別図３０のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３０のとおり
市之瀬南－２	天草市河浦町新合	別図３１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３１のとおり

（別図１から別図３１までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第７６４号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第１項及び第９条第１項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成２９年８月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
舟津２－２	天草市深海町	別図１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１のとおり
舟津２－３	天草市深海町	別図２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２のとおり
舟津２－４	天草市深海町	別図３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３のとおり
舟津２－５	天草市深海町	別図４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図４のとおり
舟津２－６	天草市深海町	別図５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図５のとおり
浅海（Ｃ）－３	天草市深海町	別図６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図６のとおり
浅海（Ｃ）－４	天草市深海町	別図７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図７のとおり
浅海（Ｃ）－５	天草市深海町	別図８のとおり	急傾斜地の崩壊	別図８のとおり
内の原２－２	天草市久玉町	別図９のとおり	急傾斜地の崩壊	別図９のとおり
浅海湾－３	天草市深海町	別図１０のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１０のとおり
浅海湾－４	天草市深海町	別図１１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１１のとおり
浅海湾－５	天草市深海町	別図１２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１２のとおり
浅海湾－６	天草市深海町	別図１３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１３のとおり
浅海湾－７	天草市深海町	別図１４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１４のとおり
内の原１－２	天草市久玉町	別図１５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１５のとおり
上平－４	天草市河浦町宮野河内	別図１６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１６のとおり
上平－５	天草市河浦町宮野河内	別図１７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１７のとおり
上平－６	天草市河浦町宮野河内	別図１８のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１８のとおり
上平－７	天草市河浦町宮野河内	別図１９のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１９のとおり
上平－８	天草市河浦町宮野河内	別図２０のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２０のとおり
上平－９	天草市河浦町宮野河内	別図２１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２１のとおり
上平－１０	天草市河浦町宮野河内	別図２２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２２のとおり

上平－１１	天草市河浦町宮野河内	別図２３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２３のとおり
上平－１２	天草市河浦町宮野河内	別図２４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２４のとおり
上平－１３	天草市河浦町宮野河内	別図２５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２５のとおり
上平－１４	天草市河浦町宮野河内	別図２６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２６のとおり
上平－１５	天草市河浦町宮野河内	別図２７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２７のとおり
上平－１６	天草市河浦町宮野河内	別図２８のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２８のとおり
上平－１７	天草市河浦町宮野河内	別図２９のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２９のとおり
上平－１８	天草市河浦町宮野河内	別図３０のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３０のとおり
上平－１９	天草市河浦町宮野河内	別図３１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３１のとおり
上平－２０	天草市河浦町宮野河内	別図３２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３２のとおり
上平－２１	天草市河浦町宮野河内	別図３３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３３のとおり
本郷南１－２	天草市河浦町宮野河内	別図３４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３４のとおり
本郷南１－３	天草市河浦町宮野河内	別図３５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３５のとおり
本郷南１－４	天草市河浦町宮野河内	別図３６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３６のとおり
本郷南１－５	天草市河浦町宮野河内	別図３７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３７のとおり
本郷南１－６	天草市河浦町宮野河内	別図３８のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３８のとおり
本郷南１－７	天草市河浦町宮野河内	別図３９のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３９のとおり
本郷南１－８	天草市河浦町宮野河内	別図４０のとおり	急傾斜地の崩壊	別図４０のとおり

（別図１から別図４０までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第７６５号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第１項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成２９年８月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
迫白橋西－１１	天草市河浦町河浦	別図のとおり	急傾斜地の崩壊

（別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第７６６号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第１項及び第９条第１項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成２９年８月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
金山－２	天草市河浦町河浦	別図１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１のとおり
金山－３	天草市河浦町河浦	別図２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２のとおり
金山－４	天草市河浦町河浦	別図３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３のとおり
金山－５	天草市河浦町河浦	別図４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図４のとおり
金山－６	天草市河浦町河浦	別図５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図５のとおり
金山－７	天草市河浦町河浦	別図６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図６のとおり
金山－８	天草市河浦町河浦	別図７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図７のとおり
金山－９	天草市河浦町河浦	別図８のとおり	急傾斜地の崩壊	別図８のとおり
金山－１０	天草市河浦町河浦	別図９のとおり	急傾斜地の崩壊	別図９のとおり
尾崎迫北－３	天草市河浦町今田	別図１０のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１０のとおり
尾崎迫北－４	天草市河浦町今田	別図１１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１１のとおり
尾崎迫北－５	天草市河浦町河浦	別図１２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１２のとおり
尾崎迫北－６	天草市河浦町今田	別図１３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１３のとおり
尾崎迫北－７	天草市河浦町今田	別図１４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１４のとおり
尾崎迫北－８	天草市河浦町今田	別図１５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１５のとおり
尾崎迫北－９	天草市河浦町今田	別図１６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１６のとおり
尾崎迫北－１０	天草市河浦町今田	別図１７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１７のとおり
尾崎迫北－１１	天草市河浦町今田	別図１８のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１８のとおり
尾崎迫北－１２	天草市河浦町今田	別図１９のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１９のとおり
迫白橋西－３	天草市河浦町河浦	別図２０のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２０のとおり
迫白橋西－４	天草市河浦町河浦	別図２１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２１のとおり
迫白橋西－５	天草市河浦町河浦	別図２２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２２のとおり
迫白橋西－６	天草市河浦町河浦	別図２３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２３のとおり
迫白橋西－７	天草市河浦町河浦	別図２４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２４のとおり
迫白橋西－８	天草市河浦町河浦	別図２５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２５のとおり
迫白橋西－９	天草市河浦町河浦	別図２６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２６のとおり

迫白橋西－１０	天草市河浦町河浦	別図２７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２７のとおり

（別図１から別図２７までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第７６７号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第１項及び第９条第１項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成２９年８月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
太田－２	天草市二浦町	別図１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１のとおり
太田－３	天草市二浦町	別図２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２のとおり
太田－４	天草市二浦町	別図３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３のとおり
太田－５	天草市二浦町	別図４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図４のとおり
太田－６	天草市二浦町	別図５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図５のとおり
太田－７	天草市二浦町	別図６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図６のとおり
上出河内－２	天草市二浦町	別図７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図７のとおり
上出河内－３	天草市二浦町	別図８のとおり	急傾斜地の崩壊	別図８のとおり
上出河内－４	天草市二浦町	別図９のとおり	急傾斜地の崩壊	別図９のとおり
中出河内－４	天草市二浦町	別図１０のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１０のとおり
亀浦２－８	天草市二浦町	別図１１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１１のとおり
亀浦２－９	天草市二浦町	別図１２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１２のとおり
亀浦２－１０	天草市二浦町	別図１３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１３のとおり
亀浦２－１１	天草市二浦町	別図１４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１４のとおり
亀浦２－１２	天草市二浦町	別図１５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１５のとおり
亀浦２－１３	天草市二浦町	別図１６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１６のとおり
亀浦２－１４	天草市二浦町	別図１７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１７のとおり
亀浦２－１５	天草市二浦町	別図１８のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１８のとおり
椎葉－２	天草市二浦町	別図１９のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１９のとおり
椎葉－３	天草市二浦町	別図２０のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２０のとおり
椎葉－４	天草市二浦町	別図２１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２１のとおり

椎葉－５	天草市二浦町	別図２２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２２のとおり
椎葉－６	天草市二浦町	別図２３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２３のとおり
椎葉－７	天草市二浦町	別図２４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２４のとおり
椎葉－８	天草市二浦町	別図２５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２５のとおり
椎葉－９	天草市二浦町	別図２６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２６のとおり
椎葉－１０	天草市二浦町	別図２７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２７のとおり
椎葉－１１	天草市二浦町	別図２８のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２８のとおり
椎葉－１２	天草市二浦町	別図２９のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２９のとおり

（別図１から別図２９までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第７６８号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第１項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成２９年８月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
黒崎－７	天草市新和町小宮地	別図のとおり	急傾斜地の崩壊

（別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第７６９号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第１項及び第９条第１項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成２９年８月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
黒崎－６	天草市新和町小宮地	別図１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１のとおり
黒崎－８	天草市新和町小宮地	別図２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２のとおり
黒崎－９	天草市新和町小宮地	別図３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３のとおり
野崎－４	天草市新和町大宮地	別図４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図４のとおり
野崎－５	天草市新和町大宮地	別図５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図５のとおり
野崎－６	天草市新和町大宮地	別図６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図６のとおり
野崎－７	天草市新和町大宮地	別図７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図７のとおり
野崎－８	天草市新和町大宮地	別図８のとおり	急傾斜地の崩壊	別図８のとおり

野崎－９	天草市新和町大宮地	別図９のとおり	急傾斜地の崩壊	別図９のとおり
野崎－１０	天草市新和町大宮地	別図１０のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１０のとおり
高見－６	天草市新和町大宮地	別図１１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１１のとおり
樫浦１－２	天草市新和町大多尾	別図１２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１２のとおり
樫浦１－３	天草市新和町大多尾	別図１３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１３のとおり
樫浦２－２	天草市新和町大多尾	別図１４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１４のとおり
樫浦２－３	天草市新和町大多尾	別図１５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１５のとおり
樫浦２－４	天草市新和町大多尾	別図１６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１６のとおり
樫浦２－５	天草市新和町大多尾	別図１７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１７のとおり
樫浦２－６	天草市新和町大多尾	別図１８のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１８のとおり
樫浦２－７	天草市新和町大多尾	別図１９のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１９のとおり
久保３－２	天草市新和町小宮地	別図２０のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２０のとおり
蛍目２－４	天草市新和町碇石	別図２１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２１のとおり
蛍目２－５	天草市新和町碇石	別図２２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２２のとおり
蛍目６－３	天草市新和町碇石	別図２３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２３のとおり
蛍目６－４	天草市新和町中田	別図２４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２４のとおり
蛍目６－５	天草市新和町中田	別図２５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２５のとおり
蛍目６－６	天草市新和町中田	別図２６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２６のとおり
碇石２－２	天草市新和町碇石	別図２７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２７のとおり
碇石２－３	天草市新和町碇石	別図２８のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２８のとおり
碇石２－４	天草市新和町碇石	別図２９のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２９のとおり
碇石２－５	天草市新和町碇石	別図３０のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３０のとおり
諏訪２－２	天草市新和町小宮地	別図３１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３１のとおり
諏訪２－３	天草市新和町小宮地	別図３２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３２のとおり
諏訪２－４	天草市新和町小宮地	別図３３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３３のとおり
諏訪２－５	天草市新和町小宮地	別図３４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３４のとおり

（別図１から別図３４までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第７７０号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第１項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成２９年８月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中村－８	天草市新和町小宮地	別図のとおり	急傾斜地の崩壊

（別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第７７１号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第１項及び第９条第１項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成２９年８月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
中村－７	天草市新和町小宮地	別図１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１のとおり
中村－９	天草市新和町小宮地	別図２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２のとおり
中村－１０	天草市新和町小宮地	別図３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３のとおり
中村－１１	天草市新和町小宮地	別図４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図４のとおり
中村－１２	天草市新和町小宮地	別図５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図５のとおり
中村－１３	天草市新和町小宮地	別図６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図６のとおり
中村－１４	天草市新和町小宮地	別図７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図７のとおり
南平－３	天草市新和町小宮地	別図８のとおり	急傾斜地の崩壊	別図８のとおり
天附２－５	天草市新和町大多尾	別図９のとおり	急傾斜地の崩壊	別図９のとおり
天附２－６	天草市新和町大多尾	別図１０のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１０のとおり
天附２－７	天草市新和町大多尾	別図１１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１１のとおり
天附２－８	天草市新和町大多尾	別図１２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１２のとおり
長野（横島）－８	天草市新和町大多尾	別図１３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１３のとおり
長野（横島）－９	天草市新和町大多尾	別図１４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１４のとおり
長野（横島）－１０	天草市新和町大多尾	別図１５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１５のとおり
小峰－１３	天草市新和町大多尾	別図１６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１６のとおり
小峰－１４	天草市新和町大多尾	別図１７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１７のとおり
小峰－１５	天草市新和町大多尾	別図１８のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１８のとおり
小峰－１６	天草市新和町大多尾	別図１９のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１９のとおり

小峰－１７	天草市新和町大多尾	別図２０のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２０のとおり
立石－２	天草市新和町大多尾	別図２１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２１のとおり
馬場下３－２	天草市新和町小宮地	別図２２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２２のとおり
馬場下３－３	天草市新和町小宮地	別図２３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２３のとおり
馬場下３－４	天草市新和町小宮地	別図２４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２４のとおり
馬場下３－５	天草市新和町小宮地	別図２５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２５のとおり
馬場下３－６	天草市新和町小宮地	別図２６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２６のとおり
切越－２	天草市新和町小宮地	別図２７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２７のとおり
切越－３	天草市新和町小宮地	別図２８のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２８のとおり
切越－４	天草市新和町小宮地	別図２９のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２９のとおり
長野（田渕）－７	天草市新和町大多尾	別図３０のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３０のとおり
長野（田渕）－８	天草市新和町大多尾	別図３１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３１のとおり
長野（田渕）－９	天草市新和町大多尾	別図３２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３２のとおり
城平２－３	天草市新和町大多尾	別図３３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３３のとおり
城平２－４	天草市新和町大多尾	別図３４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３４のとおり
城平３－４	天草市新和町大多尾	別図３５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３５のとおり
城平３－５	天草市新和町大多尾	別図３６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３６のとおり
城平３－６	天草市新和町大多尾	別図３７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３７のとおり
城平３－７	天草市新和町大多尾	別図３８のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３８のとおり

（別図１から別図３８までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第７７２号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第１項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成２９年８月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
浦－３	天草市新和町小宮地	別図のとおり	急傾斜地の崩壊

（別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第７７３号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第１項及び第９条第１項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成２９年８月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
浦－４	天草市新和町小宮地	別図１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１のとおり
小島－２	天草市新和町小宮地	別図２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２のとおり
小島－３	天草市新和町小宮地	別図３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３のとおり
高根－４	天草市新和町小宮地	別図４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図４のとおり
宮地浦－２	天草市新和町小宮地	別図５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図５のとおり
宮地浦－３	天草市新和町小宮地	別図６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図６のとおり
宮地浦－４	天草市新和町小宮地	別図７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図７のとおり
宮地浦湾－２	天草市新和町小宮地	別図８のとおり	急傾斜地の崩壊	別図８のとおり
宮地浦湾－３	天草市新和町小宮地	別図９のとおり	急傾斜地の崩壊	別図９のとおり
宮地浦湾－４	天草市新和町小宮地	別図１０のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１０のとおり
宮地浦湾－５	天草市新和町小宮地	別図１１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１１のとおり
宮地浦湾－６	天草市新和町小宮地	別図１２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１２のとおり
宮地浦湾－７	天草市新和町小宮地	別図１３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１３のとおり
宮地浦湾－８	天草市新和町小宮地	別図１４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１４のとおり
東５－４	天草市新和町中田	別図１５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１５のとおり
東５－５	天草市新和町中田	別図１６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１６のとおり
西１－２	天草市新和町中田	別図１７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１７のとおり
西１－３	天草市新和町中田	別図１８のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１８のとおり
西１－４	天草市新和町中田	別図１９のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１９のとおり
西１－５	天草市新和町中田	別図２０のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２０のとおり
西２－３	天草市新和町中田	別図２１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２１のとおり
小宮路２（小宮地２）－２	天草市新和町小宮地	別図２２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２２のとおり
小宮路２（小宮地２）－３	天草市新和町小宮地	別図２３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２３のとおり
小宮路２（小宮地２）－４	天草市新和町小宮地	別図２４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２４のとおり
赤崎－２	天草市新和町小宮地	別図２５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２５のとおり
赤崎－３	天草市新和町小宮地	別図２６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２６のとおり
寺迫－３	天草市新和町小宮地	別図２７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２７のとおり

寺迫－４	天草市新和町小宮地	別図２８のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２８のとおり

（別図１から別図２８までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第７７４号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第１項及び第９条第１項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成２９年８月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
板之河内分校上－２	天草市河浦町今田	別図１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１のとおり
板之河内分校上－３	天草市河浦町今田	別図２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２のとおり
板之河内分校上－４	天草市河浦町今田	別図３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３のとおり
中村－４	天草市河浦町河浦	別図４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図４のとおり
中村－５	天草市河浦町河浦	別図５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図５のとおり
中村－６	天草市河浦町河浦	別図６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図６のとおり
中村－７	天草市河浦町河浦	別図７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図７のとおり
中村－８	天草市河浦町河浦	別図８のとおり	急傾斜地の崩壊	別図８のとおり
中村－９	天草市河浦町河浦	別図９のとおり	急傾斜地の崩壊	別図９のとおり
竹崎南－４	天草市河浦町河浦	別図１０のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１０のとおり
益田５－３	天草市河浦町河浦	別図１１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１１のとおり
八幡宮南東－４	天草市河浦町河浦	別図１２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１２のとおり
迫白橋西－１２	天草市河浦町河浦	別図１３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１３のとおり
長林迫－２	天草市河浦町河浦	別図１４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１４のとおり
平畑－３	天草市河浦町河浦	別図１５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１５のとおり
鳥井尾東１－３	天草市河浦町河浦	別図１６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１６のとおり
鳥井尾東１－４	天草市河浦町河浦	別図１７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１７のとおり
鳥井尾東１－５	天草市河浦町河浦	別図１８のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１８のとおり
鳥井尾東２－２	天草市河浦町河浦	別図１９のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１９のとおり
鳥井尾東２－３	天草市河浦町河浦	別図２０のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２０のとおり
竹崎１－５	天草市河浦町河浦	別図２１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２１のとおり
竹崎１－６	天草市河浦町河浦	別図２２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２２のとおり

竹崎１－７	天草市河浦町河浦	別図２３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２３のとおり
竹崎１－８	天草市河浦町河浦	別図２４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２４のとおり
竹崎１－９	天草市河浦町河浦	別図２５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２５のとおり
竹崎１－１０	天草市河浦町河浦	別図２６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２６のとおり

（別図１から別図２６までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第７７５号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第１項及び第９条第１項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成２９年８月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
川口３－３	山都町川口	別図１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１のとおり
川口３－４	山都町川口	別図２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２のとおり
組先－３	山都町郷野原	別図３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３のとおり
組先－４	山都町郷野原	別図４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図４のとおり
鶴底１－３	山都町鶴ヶ田	別図５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図５のとおり
仁田尾－４	山都町鶴ヶ田	別図６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図６のとおり
仁田尾－５	山都町鶴ヶ田	別図７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図７のとおり
仁田尾－６	山都町鶴ヶ田	別図８のとおり	急傾斜地の崩壊	別図８のとおり
仁田尾－７	山都町鶴ヶ田	別図９のとおり	急傾斜地の崩壊	別図９のとおり
井無田－４	山都町井無田	別図１０のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１０のとおり
井無田－５	山都町井無田	別図１１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１１のとおり
井無田－６	山都町井無田	別図１２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１２のとおり
井無田－７	山都町井無田	別図１３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１３のとおり
法連寺１－３	山都町鶴ヶ田	別図１４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１４のとおり
法連寺１－４	山都町鶴ヶ田	別図１５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１５のとおり
須原－３	山都町須原	別図１６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１６のとおり
須原－４	山都町須原	別図１７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１７のとおり
木原谷１－３	山都町木原谷	別図１８のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１８のとおり
木原谷４－２	山都町木原谷	別図１９のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１９のとおり

木原谷４－３	山都町木原谷	別図２０のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２０のとおり
木原谷４－４	山都町木原谷	別図２１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２１のとおり
木原谷４－５	山都町木原谷	別図２２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２２のとおり
木原谷４－６	山都町木原谷	別図２３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２３のとおり
中村－４	山都町木原谷	別図２４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２４のとおり
中村－５	山都町木原谷	別図２５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２５のとおり
楢原－４	山都町木原谷	別図２６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２６のとおり
楢原－５	山都町木原谷	別図２７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２７のとおり
樽原（楢原１）－２	山都町木原谷	別図２８のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２８のとおり
貫原２－３	山都町貫原	別図２９のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２９のとおり
高月－３	山都町高月	別図３０のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３０のとおり
高月－４	山都町高月	別図３１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３１のとおり
小迫－３	山都町鶴ヶ田	別図３２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３２のとおり
小中竹－３	山都町小中竹	別図３３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３３のとおり
小中竹－４	山都町小中竹	別図３４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３４のとおり

（別図１から別図３４までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第７７６号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成２９年８月２５日から６０日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成２９年８月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長（メートル）	備考
一般国道	２１８号	下益城郡美里町中小路字井出仲間５９０番１地先から 同所５９０番１地先まで	26.7	災害復旧

２　供用を開始する期日　平成２９年８月３１日

熊本県告示第７７７号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成２９年８月２５日から６０日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成２９年８月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長（メートル）	備考
一般県道	外牧大林線	菊池郡大津町大字錦野字亀甲２０番３地先から菊池郡大津町大字大林字前田５３番地先まで	294.8	防安交（改築）

２　供用を開始する期日　平成２９年８月２７日

熊本県告示第７７８号

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５５条第２項において準用する同法第５０条の２（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定施術機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第５５条の３（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第１４条第４項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成２９年８月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

（柔道整復師）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
五郎丸　辰美	甲斐整骨院　山鹿院	山鹿市大橋通２０１番地	平成２９年３月１日
井手　啓裕	よかとこ整骨院	八代市本町２－４－４８	平成２９年６月１日

熊本県告示第７７９号

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５５条第１項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項においてその例による場合を含む。）の規定により指定施術機関として次のとおり指定したので、生活保護法第５５条の３（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第１４条第４項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成２９年８月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

（柔道整復師）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
濱﨑　研一郎	甲斐整骨院　松橋院	宇城市松橋町松橋９４１番地１	平成２９年３月２７日
五郎丸　辰美	甲斐整骨院　松橋院	宇城市松橋町松橋９４１番地１	平成２９年３月２７日
上野　貴大	甲斐整骨院　松橋院	宇城市松橋町松橋９４１番地１	平成２９年３月２７日
原田　菜摘	甲斐整骨院　松橋院	宇城市松橋町松橋９４１番地１	平成２９年３月２７日
藤本　諒	甲斐整骨院　山鹿院	山鹿市大橋通２０１番地	平成２９年３月１８日
五郎丸　辰美	えがお整骨院	玉名市玉名２６４－２	平成２９年４月１４日
毛利　由紀夫	こころ整骨院	合志市須屋６４７－１アーバンライフ菊南１Ｆ	平成２９年６月８日
宮本　雄大	宮本整骨院	阿蘇郡小国町宮原２８９０	平成２９年６月２８日
村上　廣	こころ整骨院	合志市須屋６４７－１アーバンライフ菊南１Ｆ	平成２９年６月１２日
市坪　卓朗	ボディケア合志整骨院	合志市幾久富１８６６－９４８	平成２９年４月２０日

上野　崇雄	ボディケア合志整骨院	合志市幾久富１８６６－９４８	平成２９年４月２０日
河野　椋	河野整骨院	八代市松江町１１９－５ニュー松江ビル１－Ｃ号	平成２９年５月２４日
喜多　芳毅	よかとこ整骨院	八代市本町２－４－４８	平成２９年６月１日

熊本県告示第７８０号

平成２９年９月７日に熊本県議会の定例会を、熊本市に招集する。

平成２９年８月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県告示第７８１号

森林法（昭和２６年法律第２４９号）第２９条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第３０条の規定により告示する。

平成２９年８月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　保安林予定森林の所在場所　熊本県球磨郡山江村大字万江丙字水無１７０番８（次の図に示す部分に限る。）、１７０番１
２　指定の目的　水源の涵養
３　指定施業要件
（１）立木の伐採の方法
ア　主伐に係る伐採種は、定めない。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（２）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに山江村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第７８２号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成２９年８月２５日から６０日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成２９年８月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長（メートル）	備考
一般県道	立野停車場線	阿蘇郡南阿蘇村大字立野字立野１５９３番２地先から同所１５９６番４地先まで	90.0	広域連携交付金（道路改築）

２　供用を開始する期日　平成２９年８月２７日

熊本県告示第７８３号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成２９年８月２５日から６０日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成２９年８月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延　長（メートル）	備　考
一般県道	中津道八代線	八代市坂本町葉木字大門山３５８７番２地先から同所３６２８番４地先まで	95.0	荒瀬ダム本体等撤去工事

２　供用を開始する期日　平成２９年８月２５日

熊本県告示第７８４号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５０条の２及び第２５０条の３の規定により、公営企業型地方独立行政法人の設立、定款の変更、解散及び合併の認可の基準並びに標準処理期間を次のように定める。

平成２９年８月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

第１　公営企業型地方独立行政法人の設立を認可する場合

公営企業型地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号。以下「法」という。）第８１条に規定する公営企業型地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の設立の認可については、法その他の法令の規定によるほか、次の基準によって審査する。

１　公営企業型地方独立行政法人の定款については、次に定める基準に適合していること。

（１）　名称に地方独立行政法人という文字が用いられていること。

（２）　法第２条に規定する特定地方独立行政法人については、当該地方独立行政法人に行わせようとする業務の停滞が住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼし、又はその業務の遂行に当たり中立性及び公正性を特に確保する必要があると認められること。

（３）　役員については、次に定める基準に適合していること。

ア　役員の定数は、法人の業務の規模、業務内容等法人の実態からみて適正なものであること。

イ　副理事長を置かない場合には、法人の業務運営に支障がないと認められること。

（４）　資本金、出資及び資産については、次に定める基準に適合していること。

ア　公営企業型地方独立行政法人が、業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有していること。

イ　出資が、地方公共団体に限られていること。

ウ　設立団体（法第６条第３項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）が、公営企業型地方独立行政法人の資本金の額の２分の１以上に相当する資金その他の財産を出資していること。

エ　出資される財産のうち金銭以外のものの価額が、出資の日現在における時価を基準として出資する地方公共団体が学識経験を有する者の意見を聴いて評価した価額であること。

オ　移行型地方独立行政法人（法第６１条に規定する移行型地方独立行政法人をいう。以下同じ。）に承継される権利に係る財産の価額は、当該移行型地方独立行政法人の成立する日現在における時価を基準として設立団体が学識経験を有する者の意見を聴いて評価した価額であること。

（５）　公告については、設立団体の公報への掲載又は掲示板への掲示等適切な方法により行われること。

（６）　解散に伴う残余財産の分配の方法が適切であること。

（７）　業務の内容が、住民の生活の安定並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に資するものであるとともに、常に企業の経済性を発揮するよう努めたものとなっていること。

（８）　業務については、法第２１条第３号に掲げる業務及びこれに附帯する業務以外のものを定めていないこと。

２　公営企業型地方独立行政法人（移行型地方独立行政法人であるものを除く。）については、その定款において設置することとしている法人が事業を開始することが確実に見込まれていること。

３　公営企業型地方独立行政法人（移行型地方独立行政法人であるものに限る。第１の４及び６において同じ。）への移行時及び設立団体の長が法第２５条第２項の規定に基づき定める中期目標の期間において、当該公営企業型地方独立行政法人がその業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を維持することが確実に見込まれていること。

４　債務の負担については、次に定める基準に適合していること。

（１）　設立団体に対し、法第６６条第１項に規定する地方債のうち当該公営企業型地方独立行政法人の成立の日までに償還されていないものに相当する額の債務を負担していること。

（２）　設立団体に対して負担する債務の償還の償還額及び当該債務に係る利子の支払額並びにこれらの期日が、当該設立団体が償還する地方債の償還額及び当該地方債に係る支払額並びにこれらの支払期日となっていること。
５　事業の経費については、法第８５条第１項の規定により設立団体が負担するものを除き、原則として当該公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもって充てられることが予定されていること。
６　公営企業型地方独立行政法人に承継される権利に係る財産の価額を評価する際に、地方公共団体が評価に関して学識経験を有する者の意見を聴いていること。
７　２以上の事業（法第２１条第３号に規定する事業に限る。）を行う公営企業型地方独立行政法人においては、各事業に直接賦課することが困難な共通経費の配賦基準について、設立団体の規則で定められていること。
第２　公営企業型地方独立行政法人の定款の変更を認可する場合
　公営企業型地方独立行政法人の定款の変更の認可については、法その他の法令の規定によるほか、次の基準によって審査する。
１　関係法令の改正、業務の範囲の拡大又は縮小等、定款の変更を行う相当の理由があると認められること。
２　第１に定める基準に適合していること。
第３　公営企業型地方独立行政法人の解散を認可する場合
　公営企業型地方独立行政法人の解散の認可については、法その他の法令の規定によるほか、次の基準によって審査する。
１　業務の継続の必要性がなくなる等、解散を行う相当の理由があると認められること。
第４　公営企業型地方独立行政法人の合併を認可する場合
　公営企業型地方独立行政法人の合併の認可については、法その他の法令の規定によるほか、次の基準によって審査する。
１　業務を効率的かつ効果的に行わせる等、合併を行う相当の理由が認められること。
２　吸収合併をする場合には、吸収合併存続法人の定款の変更が第１に定める基準に適合していること。
３　新設合併をする場合には、新設合併設立法人の定款が第１に定める基準に適合していること。
第５　標準処理期間
　公営企業型地方独立行政法人の設立、定款の変更、解散及び合併の申請から認可までの標準処理期間は、おおむね３０日とする。

公　　告

熊本県公告第４７１号

　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第５号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
　　平成２９年８月２５日
熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　築造者の住所　熊本市北区楡木三丁目８番１５３号
２　築造者の氏名　金子喜久男
３　道路の位置　宇城市小川町江頭字八ノ坪２９６番３、同３０３番２及び同３０４番１０並びに里道及び水路の各一部
４　道路の幅員　６．００メートル
５　道路の延長　８５．２６メートル
６　指定年月日　平成２９年８月１日
７　指定番号　熊本県指令央土景建第６５号

熊本県公告第４７２号

　肥料取締法（昭和２５年法律第１２７号）第１２条第２項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第１６条第１項の規定に基づき公告する。
　　平成２９年８月２５日
熊本県知事　蒲　島　郁　夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第１４４６号	炭酸カルシウム肥料	南星炭酸苦土石灰	アルカリ分：５３．０ 可溶性苦土：１０．０	その他の制限事項は、公定規格のとおり。	南星産業株式会社 奈良県大和郡山市発志院町３７８番地	平成３５年９月１３日

熊本県肥第１４４７号	炭酸カルシウム肥料	南星粒状炭酸苦土石灰	アルカリ分：５３．０ 可溶性苦土：１０．０	その他の制限事項は、公定規格のとおり。	南星産業株式会社 奈良県大和郡山市発志院町３７８番地	平成３５年９月１３日
熊本県肥第１４４８号	炭酸カルシウム肥料	誠信炭酸苦土石灰	アルカリ分：５３．０ 可溶性苦土：１０．０	その他の制限事項は、公定規格のとおり。	誠信産業株式会社 岐阜県羽島市足近町南宿１５６番地１	平成３５年９月１３日
熊本県肥第１４４９号	炭酸カルシウム肥料	誠信粒状炭酸苦土石灰	アルカリ分：５３．０ 可溶性苦土：１０．０	その他の制限事項は、公定規格のとおり。	誠信産業株式会社 岐阜県羽島市足近町南宿１５６番地１	平成３５年９月１３日

熊本県公告第４７３号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第３６条第３項の規定により次のとおり公告する。

平成２９年８月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
　上益城郡益城町大字宮園字一ノ迫７５１番２
　１，２９３．８８平方メートル
２　開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
　熊本市中央区水前寺六丁目５０番２０号
　ファミリーステージ株式会社

熊本県公告第４７４号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第３６条第３項の規定により次のとおり公告する。

平成２９年８月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
　合志市野々島字芝原５３８７番１の一部、同５３８７番２及び同５３８７番４
　４４２．３５平方メートル
２　開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
　合志市須屋１４６８番地５　レーベンパレスＡ棟２０１号
　合澤　希

熊本県公告第４７５号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第３６条第３項の規定により次のとおり公告する。

平成２９年８月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
　合志市竹迫字桜山２２１８番１、同２２１９番１、同２２２０番及び同２２２１番
　３，２０３．６１平方メートル
２　開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
　福岡市東区箱崎ふ頭三丁目４番４６号
　九州東邦株式会社

熊本県公告第４７６号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第３６条第３項の規定により次のとおり公告する。

平成２９年８月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
　菊陽第二土地区画整理事業９２街区１画地
　１，０３５．３４平方メートル

２　開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
　　菊池郡菊陽町津久礼２３７６番地２
　　パワフル熊本

熊本県公告第４７７号

　都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第３６条第３項の規定により次のとおり公告する。

　　平成２９年８月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
　　菊池郡菊陽町大字津久礼字杉ノ本３７３６番４、同３７３６番６、同３７３６番７、同３７３７番１、同３７３７番２、同３７３７番３、同３７３７番４、同３７３７番５、同３７３７番６、同３７３７番７、同３７３７番１１及び里道の一部
　　９，８９６．３６平方メートル
２　開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
　　菊池郡菊陽町大字津久礼７６番地３
　　株式会社ジョイント

熊本県公告第４７８号

　都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第３６条第３項の規定により次のとおり公告する。

　　平成２９年８月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
　　菊池郡菊陽町大字原水字下堀川５９７８番２の一部及び同５９７７番７の一部
　　４００．３２平方メートル
２　開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
　　合志市幾久富１６４７番地２３４
　　林田　義巳

熊本県公告第４７９号

　都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第３６条第３項の規定により次のとおり公告する。

　　平成２９年８月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
　　菊池郡菊陽町大字原水字下前通５５１２番１、同５５１２番３、同５５１３番１、同５５１３番２及び里道の一部
　　２，９１８．５２平方メートル
２　開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
　　熊本市北区硯川町７４９番地
　　株式会社村建

熊本県公告第４８０号

　土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第８７条第１項の規定に基づき、県営乙ヶ瀬地区土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第５項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

　この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して１５日以内に審査請求をすることができる。

　　平成２９年８月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　縦覧に供する書類の名称
　　県営乙ヶ瀬地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
２　縦覧期間
　　平成２９年８月２８日から平成２９年９月２５日まで
３　縦覧場所
　　南阿蘇村役場

熊本県公告第４８１号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第１８条第１項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第５項の規定により公告する。

平成２９年８月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

1　農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住　所	
農事組合法人かしま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字上仲間字中手町２６３番ほか２筆
農事組合法人かしま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字上六嘉字鈴町１１９９番ほか１筆
農事組合法人かしま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字上六嘉字徳ノ前９７番ほか１筆
西岡　敏春	上益城郡嘉島町上六嘉	上益城郡嘉島町大字上六嘉字井樋尻７００番
松永　雄治	上益城郡嘉島町上六嘉	上益城郡嘉島町大字上六嘉字今町１６９７番
鶴田　貴大	上益城郡嘉島町下六嘉	上益城郡嘉島町大字下六嘉字辷り石３４番１ほか３筆
株式会社藤木牧場	上益城郡嘉島町下仲間	上益城郡嘉島町大字犬渕字三ノ口７０番ほか４筆
株式会社藤木牧場	上益城郡嘉島町下仲間	上益城郡嘉島町大字犬渕字一ノ口２９番１
原田　一道	上益城郡山都町猿渡	上益城郡山都町御所字力石５０８２番ほか２筆
下村　委也	阿蘇市黒川	阿蘇市黒川字渋川７３番１
小林　公子	阿蘇郡南阿蘇村中松	阿蘇郡南阿蘇村大字中松字岩下４１２７番１ほか２筆
植木　義弘	球磨郡錦町木上西	球磨郡錦町大字木上西字知敷原４番１

2　認可年月日

平成２９年８月１８日

熊本県公告第４８２号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第１８条第１項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第５項の規定により公告する。

平成２９年８月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

1　農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住　所	
村田　護	熊本市西区中原町	熊本市西区中原町字美奈尻８３番１ほか４筆
米村　憲昭	熊本市南区浜口町	熊本市南区会富町字西蓮１７０７番ほか２筆
花田　弘司	熊本市南区並建町	熊本市南区会富町字西蓮１６４８番１ほか１筆
農事組合法人加勢川アグリネット	熊本市南区元三町	熊本市南区元三町字次郎丸７６８番ほか５筆
農事組合法人加勢川アグリネット	熊本市南区元三町	熊本市南区元三町字中ノ瀬３４０番１ほか１７筆

2　認可年月日

平成２９年８月１８日

熊本県公告第４８３号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第１８条第１項の

規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第５項の規定により公告する。

平成２９年８月２５日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住　所	
農事組合法人伊倉	玉名市宮原	玉名市伊倉北方字上川成１１９番２ほか４筆

２　認可年月日

平成２９年８月１８日

登載依頼

天草不知火海区漁業調整委員会指示第１７０号

水産動植物の繁殖保護のため、漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第６７条第１項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成２９年８月２５日

天草不知火海区漁業調整委員会会長　江口　幸男

天共第９号共同漁業権漁場内に設置してある「つきいそ（沈船魚礁）」周辺海域における集魚灯利用の釣り漁業について、次のとおり操業を禁止する。

１　操業禁止区域

天草市牛深町大島灯台から真方位３５４度、４，３００メートルの地点を中心とした半径５０メートルの線によって囲まれた区域

２　操業禁止期間

１０月１日から翌年３月３１日まで

３　指示の有効期間

平成２９年９月１日から平成３１年８月３１日までとする。

熊本県収用委員会公告第１５号

公　示　に　よ　る　通　知

熊本県上益城郡山都町北中島字前田９１２番の土地登記名義人（亡）上木両七（持分１３分の１）の相続人　上木楠太

居所、その他通知すべき場所不明

土地収用法（昭和２６年法律第２１９号）第４６条第２項の規定に基づき上記の者に通知すべき下記書面は、当収用委員会事務局（熊本県熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号熊本県土木部用地対策課内）において保管してあるので、出頭のうえその交付を受けてください。

記

平成２９年８月１６日付け熊収第１００号の２の書面（熊収２９第１１号、第１２号案件（北中島Ⅱ案件）に係る第１回審理開催通知）

（注意）上記書面を受領しないときは、平成２９年９月５日をもって書面の通知があったものとみなされます。

平成２９年８月２５日

熊本県収用委員会会長　斉　藤　　修

熊本県教育委員会告示第１３号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成２９年８月２５日

熊本県立図書館長　楢　木　野　史　貴

１　競争入札に付する事項

熊本県立図書館システム機器賃貸借等業務

２　入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成１８年熊本県告示第５２１号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、有資格者として営業種目「リース・レンタル」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、３に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。

３　入札参加資格を得るための申請方法等

(1)　申請の方法

２の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2)　競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号８６２－８５７０熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号

電話番号０９６－３３３－２５８１

(3)　競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から平成２９年９月５日（火）午後５時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4)　競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5)　入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成３２年３月３１日までとする。

(6)　有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を平成３１年１０月１日から平成３１年１１月３０日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第１０号）第１条第１項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県教育委員会公告第１７号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）第６条の規定により次のとおり公告する。

平成２９年８月２５日

熊本県立図書館長　楢　木　野　史　貴

１　競争入札に付する事項

(1)　業務の名称

熊本県立図書館システム機器賃貸借等業務

(2)　業務に係る入札・契約担当部局

熊本県立図書館　総務課

郵便番号　８６２－８６１２　熊本市中央区出水二丁目５番１号

(3)　業務の内容

熊本県立図書館システム機器賃貸借等業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(4)　契約期間

契約日から平成３５年２月２８日（火）まで

ただし、契約日から平成３０年２月２８日（水）まではシステム準備期間とし、借入の始期は、平成３０年３月１日（木）とする。

(5)　納入場所

熊本県立図書館

熊本市中央区出水二丁目５番１号

(6)　入札方式（紙入札併用案件）

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、４(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。

ア　入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者

イ　登録してある電子入札用電子証明書（以下「ＩＣカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ＩＣカードの再取得を準備している者

ウ　名称、住所、代表者等の変更によりＩＣカードの再取得を準備している者

(7)　入札金額

入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。なお、賃借に係る費用の見積りについては、６０月賃借料率で計算すること。落札決定に当たっては、入札書の金額の６０（契約月数）分の１９（平成３１年９月３０日までの月数）に相当する金額に当該金額の１００分の８に相当する額を加算した金額と入札書の金額の６０（契約月数）分の４１（平成３１年１０月１日以降の月数）に相当する金額に当該金額の１００分

の１０に相当する額を加算した金額とを合計した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の平成３０年３月１日から平成３１年９月３０日に係るものについては１０８分の１００、平成３１年１０月１日以降に係るものについては１１０分の１００に相当する金額により入札すること。

(8)　仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和３９年熊本県告示第４２０号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。

(9)　最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

2　入札参加者の必要な資格に関する事項

次の (1) から (5) までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1)　物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成１８年熊本県告示第５２１号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、有資格者として営業種目「リース・レンタル」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、３ (3) の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア　競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から平成２９年９月５日（火）午後５時まで

イ　競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館２階）

郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号

ウ　競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ　提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3)　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(4)　熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成１４年熊本県告示第８１１号）第２条第１項の規定による指名停止の期間中でないこと。

(5)　仕様書の要件を満たしていることを証明できること。

3　入札参加のための確認申請

(1)　提出書類

この入札に参加を希望する者は、２ (2) から (5) までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア　競争入札参加資格確認申請書

イ　機能等証明書

ウ　納入予定物品仕様一覧

エ　ウの内容を確認できる資料（製品仕様書、カタログ等）

(2)　提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1) アからエに掲げる書類をＰＤＦ形式で１つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1) アに掲げる書類に添付する (1) イ、ウ及びエに掲げる書類の電子データの容量が３メガバイトを超える等１つのファイルに集約できない場合は、(1) イ、ウ及びエに掲げる書類の目録を (1) アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1) イ、ウ及びエに掲げる書類は、(3) の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1) アからエに掲げる書類を書面で (3) の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3)　提出期間

公告の日から平成２９年９月２０日（水）午後５時まで

(4)　提出先

１ (2) の入札・契約担当部局

(5)　確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4　入札手続等

(1)　入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間

１ (2) の入札・契約担当部局において公告の日から平成２９年９月２０日（水）午後５時まで受け付ける。

(2)　仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び１ (2) の入札・契約担当部局において公告の日から平成２９年１０月６日（金）まで行う。

(3)　入札の方法

ア　電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成２９年１０月５日（木）午後５時までに電子入札システムにより入札すること。

イ　紙入札による入札の方法

（ア）　日時　平成２９年１０月６日（金）午前１０時

（イ）　場所　１ (2) の入札・契約担当部局

（ウ）　入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を（ア）の日時に（イ）の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成２９年１０月５日（木）（必着）までに１ (2) の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に１ (1) の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、１ (1) の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4)　開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて (3) イ（ア）の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に (3) イ（イ）の場所で開札を行うものとする。

(5)　入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、２回までとする。１回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の１時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかった者は、再入札を辞退したものとみなす。

(6)　入札の無効

次のアからエまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア　熊本県競争契約入札心得第８条各号（第３号を除く。）のいずれかに該当する入札

イ　民法（明治２９年法律第８９号）第９５条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ　電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ　電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して行った入札

オ　紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7)　入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8)　落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和６０年熊本県規則第１１号）第８９条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9)　入札保証金

免除する。

5　契約について

(1)　契約書の作成の要否
要
(2)　契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して１０日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第１０号）第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
(3)　落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して５日（熊本県の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
(4)　契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第７７条第１項の規定により、契約金額の１００分の１０以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第２項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第７８条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
ア　納付期限　(3) の申出期限
イ　提出場所　１(2) の入札・契約担当部局

6　その他
(1)　入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
(2)　この調達は、世界貿易機関（ＷＴＯ）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7　問合せ
(1)　問合せ先
ア　入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。
熊本県立図書館　総務課
電話番号０９６－３８４―５０００
ファックス番号０９６－３８５―４２１４
イ　競争入札参加資格審査申請に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号０９６－３３３－２５８１
ファックス番号０９６－３８１－９０１０
ウ　電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号０９６－３７３－２０３２
ファックス番号０９６－３７０－５４５５
(2)　受付時間
午前８時３０分から午後５時１５分まで（熊本県の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日を除く。）
なお、アについては、休館となる火曜日を除く。

8　Ｓｕｍｍａｒｙ
(1)　Name and Content of The products to be leased:
Equipment for the system of Kumamoto Prefectural Library, 1set(including installation, setup, updating of date, adjustment and maintenance and website creation)
(2)　Date and Place for tender
Date: 10:00 a.m. October 6, 2017
Place:Kumamoto Prefectural Library
(1st floor of Kumamoto Prefectural Library)
(3)　Name of Department in Charge of Bidding Contract
General affairs division Kumamoto Prefectural Library
2-5-1 Izumi, Chuo ku， Kumamoto City, Kumamoto Prefectur
862-8612, Japan
Phone:096-384-5000
(4)　Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

正　誤

平成２９年７月４日熊本県告示第６５４号（介護老人保健施設の開設許可）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
2	４１	熊本県告示第６５３号の２	熊本県告示第６５４号
2	４４	平成２９年７月４日	平成２９年６月２６日